

お客様各位

令和3年4月26日
株式会社 福岡中央銀行

当座勘定規定の改定について

株式会社 福岡中央銀行は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークによる全銀システム稼働時間拡大（モアタイム）サービスに対応するにあたり、当座勘定規定を改定いたします。

記

1. 改定日

令和3年6月1日（火）

2. 改定内容

<当座勘定規定（一般用）>

変更前	変更後
第9条（支払いの範囲） (1)呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 (2)手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条（支払の範囲） (1)呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 (2) <u>呈示された手形、小切手は呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。</u> (3)手形、小切手の金額の一部支払はしません。

(追加箇所：下線部)

以上